平成２２年（フ）第１１３９号
名古屋市守山区森孝３丁目301番地
債務者　釵持　　進
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５６号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘12棟504号
債務者　亀田須砂子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４６号
大阪市浪速区日本橋東２丁目８番18号　三ツ輪マンション202号
債務者　幸地　伸二
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０９９号
大阪府門真市浜町23番７―404号
債務者　森下塗装こと　森下　広資
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１７９号
大阪市大正区千島３丁目21番19号　比嘉ビル301号
債務者　古家　大平
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１９７号
大阪府寝屋川市本町16―17　グランカーサ１棟303号、住民票上の住所京都府京都市南区久世殿城町304番地　ビックワン内
債務者　沖中　和博
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２０６号
大阪府東大阪市日下町５丁目２番６号
債務者　山岡　正之
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４４号
大阪府八尾市志紀町１丁目142番地　302号
債務者　金子　清行
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２０号
大阪府東大阪市東石切町５丁目６番18号
債務者　清水　理子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２５号
大阪府八尾市太子堂１丁目４番23号
債務者　山元　康司
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４６６号
大阪市東成区中本４丁目３番５号
債務者　脇野　　茂
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５１０号
大阪府寝屋川市高宮栄町１番１―402号
債務者　山村　妙子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０３６号
大阪市西区本田３丁目２番６号702
債務者　光谷　眞美（旧姓宮部）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２１９号
住民票上の住所大阪府守口市南寺方東通３丁目３番30―505号
債務者　岩口まさ子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２４０号
大阪府東大阪市横小路町１丁目１番12号
債務者　鈴木　琴世
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２９３号
大阪市福島区吉野１丁目13番19号
債務者　亀山　善子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３５９号
大阪府守口市八雲東町２丁目６番５ー303号
債務者　中村　一高
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３６０号
大阪市住之江区粉浜１丁目10番17号
債務者　木村　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部